

様式第20号（答申書の交付）

A 4 4 1
令和7年8月8日

生坂村長 藤 澤 泰 彦 様

生坂村公文書公開審査会
会長 吉澤 裕美

答申書の交付について

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を
交付します（令和7年度答申第3号）。

記

諮問番号：令和7年度諮問第3号

事 件 名：「令和6年度第6回ゼロカーボン推進プロジェクト会議会議録及び全資
料」の公開請求に対する処分への審査請求について

※別紙として答申書を添付する。

担当：総務課 中山
連絡先：69-3111

答 申 書

諮問第 3 号

第 1 審査会の結論

「令和 6 年度第 6 回ゼロカーボン推進プロジェクト会議会議録及び全資料」の公文書開示請求に対し、生坂村長（以下「実施機関」という）は、令和 6 年 10 月 21 日付けで令和 6 年度第 6 回ゼロカーボン推進プロジェクト会議の会議録及び一部民間企業・個人の情報が含まれるものを除く会議資料の写しの公開決定を行った（以下、「本件公開決定」という。）。審査請求人は、公開された会議録は、内容について簡単に記されているもので会議録とは言えず、音声データを基に文字起こしされた会議録があるはずでそれを公開すべきと求める。

実施機関は公開した会議録以外は作成しておらず、生坂村ゼロカーボン推進プロジェクト会議設置要綱には会議録の作成について定めた規定はない。よって実施機関によって作成された会議録の写しを交付した本件公開決定は、妥当である。

第 2 本件事案の経緯

諮問に至る経緯は次のとおりである。

1 公開請求

審査請求人は、令和 6 年 10 月 8 日付けで、生坂村公文書公開条例（平成 12 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条により実施機関に対し、「令和 6 年度第 6 回ゼロカーボン推進プロジェクト会議会議録及び全資料」の公開請求をした（以下「本件公開請求」という。）。

2 公開決定

実施機関は、本件公開請求に対し、本件公開請求の交付決定を令和 6 年 10 月 21 日付け第 A441 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 7 年 1 月 20 日付けで、本件公開決定で交付した公文書内容を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第 12 条第 1 項により、令和 7 年 5 月 7 日付け第 A941 号で当審査会に諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件公開決定により公開した公文書は簡単に記されているもので会議録とはいえない、音声データを基に文字起こしされた会議録があるはずで、その公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

(1) 申立書による審査請求の理由

本件公開決定により公開された公文書（会議録）は、項目、内容について簡単に記されているもので会議録とは言えず、生坂村公文書公開条例の目的に違反している。令和5年に村外の利害関係者がゼロカーボン推進プロジェクト会議の会議録を公開請求したところ、音声データを基に文字起こしされた会議録が公開されており、音声データを基に文字起こしされた会議録があるはずでそれを公開すべきである。

(2) 審査請求人による口頭意見陳述の要旨

ゼロカーボン推進プロジェクト会議は環境省の脱炭素先行地域事業について決定することが多く、脱炭素事業を推進していく上で重要なものと考えられるが、私が令和5年5月の会議傍聴後から傍聴が許可されず会議録と新聞報道しか内容を知るすべがなくなった。以前、村外の利害関係者が公開処分を受けた会議録は詳細な内容であったが、私が会議録を請求するようになってから、開示される会議録が村ホームページ上に公開されている内容と同じ簡単な内容となり公平性に欠ける。村の大きな事業に関わる会議の内容は、知る権利を確保すべきである。

(3) 補佐人による口頭意見陳述の要旨

地方自治法に正しく則り、村と議会がちゃんと対応し適切な業務をしていれば、こうした審査会を開く必要がなかった。情報公開について村に住む人たちの知る権利を著しく害している。

第4 実施機関の説明要旨

生坂村ホームページで公開している会議録以外は作成しておらず、ホームページ掲載の会議録の写しを交付した。会議資料については一部民間企業個人情報が含まれているものを除き公開交付した。以前公開した詳細な会議録については、当初会議が始まったところは詳細な会議録を作成していたが、事務的負担が大きいため以降簡略化したもののみを作成し公開している。

第5 審査会の判断

1 本件事案について

実施機関は、本件公開請求に対し、生坂村ホームページで公開する令和6年度第6回ゼロカーボン推進プロジェクト会議会議録の写しと一部民間企業・個人の情報が含まれるものを除く会議資料を公開する本件公開決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件審査請求を行った。他方、実施機関は、本件公開決定

を妥当と主張している。

当審査会は、審査請求人からの意見聴取及び実施機関の説明等を踏まえ、本件公開決定について検討した結果、次のとおり判断する。

2 本件公開決定の妥当性について

審査請求人は、令和7年1月20日付けで、本件公開決定に対し審査請求をなした。その趣旨は、前記のとおり、公開された会議録に対して項目、内容について簡単に記されているもので会議録とはいえない、令和5年に他者がゼロカーボン推進プロジェクト会議の会議録を公開請求したところ、音声データを基に文字起こしされた会議録が公開されており、音声データを基に文字起こしされた会議録があるはずでそれを公開すべきとするものである。

審査請求人は、音声データを基に文字起こしされた会議録が別にあるとして公開を請求するものであるが、実施機関において、同庁が作成・管理している令和6年度第6回ゼロカーボン推進プロジェクト会議会議録を公開しており、当該会議録以外に、音声データを基に文字起こしを行った会議録は存在しない。

生坂村ゼロカーボン推進プロジェクト会議設置要綱には、会議録の作成について定めた規定や会議録の作成を義務付ける規定はない。

また、実施機関からの説明によれば、以前は音声データをもとに文字起こしされた会議録を作成していたが、議事録作成の参考とするために会議の録音はしているものの、事務量過多により現在は簡略化した会議録を作成・管理している、とのことである。

審査請求人は、「音声データ」を基に文字起こしされた会議録が存在するはずであると主張するが、先のとおり、本件公開決定により公開された会議録以外に、音声データを基に文字起こしを行った会議録は存在しない。また、審査請求人の不服申立てには、音声データを基に文字起こしをした会議録を作成すべきであるとの意図もくみ取れるが、会議録の作成の有無、会議録の内容については、生坂村ゼロカーボン推進プロジェクト会議の裁量に委ねられるものと考えられ、公文書の開示又は不開示の適否を審査する当審査会において審査すべき対象ではない。

3 まとめ

以上のことから、本件公開決定に違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求にはその理由がないため、前記第1のとおり判断する。